平成２２年（フ）第６４号
愛媛県松山市西野町乙99番地
債務者　渡邊　照美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
愛媛県松山市北条辻1224番地
債務者　高田　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９１号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目７番43号　大永ビル511号、旧住所愛媛県今治市立花町１丁目６番32号
債務者　窪田久仁子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５号
高知県高岡郡佐川町丙2453番地
債務者　篠原　里美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第８号
高知県高岡郡佐川町乙3347番地５　４棟201号室
債務者　秋澤　智香
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県飯塚市大日寺508番地13
債務者　平城　義文
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２１号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1719番地　菊池団地３―404号
債務者　柳ジュヴィラインこと　ヤナギ　ジュヴィライン　エムナセ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３号
福岡県久留米市城島町城島508番地
債務者　後藤佐枝子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３６号
福岡県久留米市荒木町白口2364番地１　セジュールシャンスⅡＡ―201号
債務者　今村　　幸（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４５号
福岡県久留米市津福本町1012、住民票の住所　福岡県久留米市南２丁目４番10―17号
債務者　松本　良市
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５７号
福岡県久留米市野中町79番地１　ルピナス113
債務者　廻　三奈子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７６号
宮崎市花ケ島町新地橋1137番地　サルヴァトーレ花ヶ島116号、申立時の住所宮崎市桜町20番地３　コンフォート桜105号
債務者　吉原　和子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６７号
宮崎市佐土原町下那珂1374番地37
債務者　荒武三千代（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８０号
宮崎市大字島之内2276番地３
債務者　中尾季世美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８号
宮崎市大工３丁目123番地　シャネル宮崎305号
債務者　川﨑　正博
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４号
宮崎県日向市大字財光寺1482番地１
債務者　竹田　　明
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５号
宮崎県日向市大字財光寺1482番地１
債務者　竹田　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１８号
宮崎県延岡市構口町１丁目７番地１
債務者　溝邉　　誉
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部